

大口町農地銀行規程

(目的)

第1条 地域農業の振興と農業構造の改善に資するため、利用権設定等の農地利用の集積を通じて農業生産の担い手の育成、確保と農用地等の有効利用の促進を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この組織は、大口町農地銀行（以下「農地銀行」という。）という。

(業務地域)

第3条 農地銀行には、本店及び支店を置く。

- (1) 本店の業務地域は、大口町全域とする。
- (2) 支店の業務地域は、集落地域とする。

(業務)

第4条 農地銀行は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 農用地利用増進事業等の流動化施策並びに農用地高度利用促進事業等の啓蒙
- (2) 遊休農地の実態把握と有効利用
- (3) 農地等の賃借、売買を希望する農家及び農地等の登録、あっせん
- (4) その他農地等の有効利用と流動化に関する事項

(組織)

第5条 農地銀行の組織は、次により構成する。

1 支店長

支店長は、農地流動化推進委員とする。

支店長は、所属する集落において、農地等の利用権等の出し手、受け手の掘り起こし、あっせん等を行うものとする。

2 理事

農地銀行の業務を円滑に運営するために理事を置く。

- (1) 理事は、農業委員及び営農受託協議会代表をもって、これに充てる。

理事は、集落段階での流動化の結びつけについての調整を行う。

(2) 理事の互選により理事長及び副理事長各1名を選出するものとする。

理事長は、農地銀行を代表し、業務の運営を総括する。

副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときは、その職務を代理する。

3 任期は、支店長については1年、理事については、農業委員の任期とする。ただし、補欠により選任された任期は、前任者の残任期間とする。

(理事会)

第6条 農地銀行の業務を円滑にするために理事会を置く。

2 理事会は、次の事項について協議するものとする。

(1) 農地等の利用調整についての計画の協議及び決定

(2) その他理事長が必要と認めた事項。

3 その他の規定は、大口町農業委員会総会規則を準用する。

(事務局)

第7条 農地銀行は、第4条の業務を行うため事務局を設置する。

2 事務局は、大口町農業委員会に置く。

3 事務局には、事務局長その他の職員を置き、理事長が任免する。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、理事長がこれを決める。

附 則 (昭和59年9月21日 大口町告示第48号)

この規程は、公布の日から施行する。